

軍政府船に依り家畜積出の件
一、軍政府は開取引の目的で北部南西諸島から家畜を積出さうとする者が増加するのを憂慮して居る

二、本諸島は食糧の自給自足が出来ないのであり家畜の需要も供給數を凌がしてゐるのであるから、無制限の輸出を許可すべきではない

三、輸出許可にあたつては左記規定に従つて貰ひたい

(イ) 北部南西諸島内各離島に渡つて行く引揚者又は南西諸島(琉球列島)内の地域へ始めて引揚て行く者に對しては軍政府に願出でて其の認可があれば軍政府LST船で家畜を積出すことを許可する。

(ロ) 北部南西諸島内の家畜積出に就ては軍政府に願出でて其の認可があれば軍政府LST船に積込むことを許可する。

(ハ) 北部南西諸島外への家畜の積出はすべて唯一の代理機關たる軍政府貿易廳に於て其の取扱ひをする。

(ニ) FS艇には家畜の積込を許さない

四、軍政府の許可證なくしてLST船に家畜を積込んだ場合にはT船に没收する。

五、右事項北部南西諸島一圓に御令達相成度い

一九四八年五月三日
北部南西諸島軍政府
長官代理砲兵中尉
ハリダブルュボスチャ
臨時北部南西諸島知事
中江實孝殿
警察部長殿
海運課長殿
許可の件
LST船に依る家畜積出し
附する南西諸島内に軍政府LST船で家畜を積出さうとする者ある時は凡て此の書式を用ひなければならない
一、茲に家畜積出許可證用紙を添付する
二、家畜課長及び内務部長に於て家畜移出申請を調査して後統制課に於て別紙書類を作製し軍政府長官に提出して認可を求めなければならぬ
三、此の書類は三通作製する一通は政廳統制課に保存し一通は家畜を携行する者が所持する

一九四八年四月二十四日
沖繩民政府創立第二週年
記念式典に於ける祝辭
奄美大島名瀬
北部南西諸島軍政府
署名
年月日
種類
宛名
頭數
年月日(船名)にて左記家畜をへ向け積込むことを許可する
政廳
一九四八年四月二十四日
沖繩民政府創立第二週年
記念式典に於ける祝辭
宮古、八重山、大島知事代表
大島知事 中江 實孝
署名
本日茲に沖繩民政府創立第二週年記念式典を舉行せらるゝに當り宮古、八重山及大島の三知事を代表しまして祝辭を申上げる機會を得ました事は私の最も光榮とすることと承ります。省みますれば本沖繩島は不幸にも幾多の尊き入命を失うと共に、住民は住むに家無く、食うに食無く其の慘状は言語に絶するものがあつたと承つて居ります。

然るに終戦後間も無く其の悲嘆の中から勇を鼓して起ち上り爾來燃ゆる郷土愛と新沖繩建設の意氣高らかに經濟、文化、産業其の他各方面に復興への巨歩を進めて居られる現状を見まして私達は同じ運命の下にある同様として御同慶に堪えざると共に沖なわ民政府御當局の不とう不屈の御努力に對し敬服の念禁じ得ないものがありま

す。況して二年前の今日此の日未だ消えやらぬ硝煙の中に始めて民政府を創立して復興へのスタートを切られた當時をしのばれる時諸賢の感懷如何ばかりでしよう。然し復興の偉業は今正に其の緒に着いたばかりで前途尚遠く而も克服すべき幾多の困難が豫想されるのであります。此の時に當り諸賢が二年前の今日の決意を想起され新なる決意を以つて五十五万住民各位及其の子孫のため一大努力を傾注されるならば沖なわの復興と繁榮はこうかん限なく打ち込まれたくさびによつてけんらんたる春をもたらすことを信じてやまないのければならない

○政廳告示第二十九號
告示
軍政府命令第十一號價格賃銀等取締令第四條第二項(ロ)の規定により暫定價格を次の通り定め一九四八年四月十五日からこれを適用する。

一九四八年五月八日
臨時北部南西諸島
知事 中江 實孝

二、蚕絲類價格									
精練	撚絲	撚練	製糸	種	出殼	層	玉	普通	品目
質	糸	糸	絹	蘭	蘭	蘭	蘭	蘭	單
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	下上	下中上	上	上	位
匁	匁	匁	貫	貫	○貫	○貫	○貫	○貫	
二、標準價格									
一六	五八	二三	三三	五六六	二六	六〇六	六〇六	六〇六	最高價格
八一	一	一	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	標準價格

織價算定は糸量に標準掛目を乗じて算出す
例 糸量一〇匁の普通織一貫の價格は
 $10 \times 1100 = 110.00$ 圓の如し

○政廳告示第三十號
軍政府命令第十一號價格賃銀等
取締令第四條第二項(ロ)の規定
により暫定價格を次の通り定め
一九四八年五月一日からこれを

品目	規格	最高價格	摘要
二、撚絲加工料金（アゼ絲、縫絲、 ミシン絲其の他の諸撚絲）	一〇匁	九、〇〇	

生糸六本合
不間二〇〇—三〇〇回、枠周一、二五米の四〇〇回
)を一粒とし五粒を以て一カセとする。
練歩止綾取糸七〇%以上綾無糸七〇%
満の場合は二〇匁に付三四%増とす。

○政廳告示第三十一號

三十日までに提出しなければならない
一九四八年に限り九月豫定申告書には同年十月一日の現況に依り第七條に規定する事項を記載しこれを同日から同月三十一日までに提出しなければならない
一九四八年に限り第一期の納期は毎年七月一日から同月三十一日一日限りとし第二期の納期は同年十月一日から同月三十一日限

畜種	病名	區	域
豚	豚コレラ	古仁屋町一圓	
○特別告示第一號	軍政府長官の命令に依り常時危 險區域に關する件（琉球軍作戰 要項第二號）を次の様に告示す る。		
一九四八年五月五日			
臨時北部南西諸島	知事 中江 實孝		
常時危險區域			
一、左記區域は第一空軍に於て機 彈投下に使用する常時危險區域 である。			
イ、第一區域 北緯二十五度 五十六分、東經百二十三度 四十一分、コベ礁			
ロ、第二區域 北緯二十六度三 十六分、東經百二十六度五 十分、鳥島			
此の地域の五哩以内に近接しては ならない。			
ハ、第三區域 北イ二十六度二 十三分、東經百二十七度六 分、イリシマシ			
此の地域の二哩以内に近接しては ならない。			
ニ、第四區域			
北緯二十七度三十分、			
北緯二十八度〇分、東經百二十七度〇分			
北緯二十八度〇分、東經百二十七度三十分			
東經百二十七度三十分			

○特別告示第一號

北緯二十七度三十分 東經百二十七度三十分
何時にても此の區域に入つてはならない。

北緯二十七度二十八分
東經百二十七度五十分
北緯二十七度二十分
東經百二十八度三分
北緯二十六度五十五分
東經百二十七度四十四分

北緯二十七度三分 東經百二十七度三十一分
何時にても此の區域に入つてはならない。
二、左記區域は第八十七 AAA 隊
に於て使用し、當時危險區域で
ある。

北緯二十六度二十六分、東經百二十七度四十二分

此の所を通る船舶は海上五哩外に止まらなければならぬ。

長は上記事項を海圖に記入し各船員に、各區域の所在及び危險を教示しなければならない。

長官 各市町村長等には關係監
督官から各區域の所在に及び危險
に關し教示しなければならぬ
一九四八年四月十六日

海運部 歩兵大尉
ミラード・オウ・インゲン

辭令

內務部監察課長心得

(五月十日附)

麥作、○種子麥の点検、晴天を
見計つて麥種子を点検して害虫

○栗早苗の本

この本はそろく出穂

(本號四頁)

大字別戸口表（現住戸口及議員定數）
1947年12月末現在

町村名	戸數	男	女	計	議員定數
名瀬市	5,301	10,781	11,541	22,322	30
三方村	2,163	4,764	5,155	9,919	22
大和村	1,309	2,953	3,363	6,316	22
宇検村	1,719	3,696	4,345	8,041	22
西方村	984	2,030	2,201	4,331	16
實久村	1,235	2,662	3,044	5,706	22
鎮西村	1,756	3,627	4,178	7,805	22
古仁屋町	2,668	5,207	5,867	11,174	26
住用村	1,696	2,182	2,393	4,575	16
龍郷村	2,288	4,847	5,553	10,400	26
笠利村	2,720	6,209	7,161	13,370	26
喜界町	2,062	5,104	6,657	11,761	26
早町村	1,742	3,025	4,534	8,159	22
龜津町	2,769	6,199	6,249	12,448	26
東天城村	2,381	4,953	5,477	10,430	26
天城村	2,886	6,158	6,743	12,901	26
伊仙村	4,188	8,735	9,287	18,022	26
和泊町	2,808	6,474	7,608	14,082	26
知名町	3,241	7,090	8,174	15,264	26
與論村	1,675	3,827	4,723	8,550	22
十島村	未	著			
計	47,471	101,223	114,353	215,576	476

發行人 臨時北部南西諸島政廳 知事

印刷所自由社印刷部